

令和 6 年 第 4 回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和 6 年 3 月 21 日 (木)

令和6年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和6年3月21日（木） 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 園田貞哉 廣崎真美
- 4 参与職員 日高智子 園田恵津子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより、令和6年3月14日付 小林市教育委員会告示第6号で招集されました令和6年第4回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、報告第5号 令和6年第2回市議会定例会3月議会について説明をお願いします。

日高教育部長 報告第5号 令和6年第2回市議会定例会3月議会についてご報告をいたします。

まず2ページをご覧ください。

市議会定例会の会期及び審議日割表をつけております。

2月27日に開会をしまして、最終日は明日の3月22日となっております。

本日は一般質問と議案質疑についての報告をさせていただきます。

3ページから13ページに一般質問の答弁について、11名の議員から質問がございました。その中で、教育長に対する質問は8名でございました。

内容につきましては、事前にお配りをしておりますので、主なもののみをご説明をさせていただきます。

それでは14ページをお開きください。

原勝信議員の質問に対する答弁でございます。

まず、公共施設総合管理計画についての質問でした。

今後、更新を迎える施設は更新でいくのか、統廃合なのか、複合化なのか、集約化もしくは長寿命化なのか、人口減少は計画よりも早い勢いで進んで

おります。このことを踏まえて、どのようにお考えかと尋ねられました。これに対しまして私から、児童生徒の減少が進んで、学校の小規模に歯止めがかからない状況になっている中、小規模化の解消と子どもたちへの教育効果を高めていくには、今後、学校の統廃合も含めて検討していく時期が来ているのではないかと考えているところです。

学校は児童生徒の教育のための施設でもあります。それに加えて、地域のコミュニティの核としての性格を有する部分もありますので、学校、保護者、地域の方々と課題を共有するとともに、複合化の可否についても、これを含めて検討を進めていく必要があると考えているところだと答弁しております。

次に、子育て施策についての質問では、15ページの中段にありますけれども、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた学校施設の活用について余裕教室の活用についてたずねられました。

これに対し私から、現在3校の小学校で児童クラブを実施しております。今後も余裕教室がある場合は、有効に活用できないかを検討して参りたいと思っておりますけれども、現在、児童生徒数は減少していて、余裕教室も出てくる可能性はあるかと思いますが、少人数学級での学習であるとか、特別支援学級が増加傾向となっている状況もありますので、学校の状況に合わせて、余裕教室を見ながら検討しなければならないと思っているところですと答弁しております。

次に18ページをご覧ください。大迫みどり議員の質問に対する答弁でございます。子どもの貧困についての質問でございました。

就学援助をどのくらい受けているかということも、貧困を見る指標になると思うが、就学援助の状況をお知らせくださいと質問がありました。

これに対し私から、要保護児童生徒は、認定者が小・中学校合わせて20人です。準要保護の児童生徒は、申請者が559人で、そのうち認定者が小・中学校合わせて508人です。

コロナ禍以前の令和元年度と比較して、準要保護児童生徒については、133人減少しており、全児童生徒の割合でも3ポイントの減となっております。申請者数、認定者数、いずれも減少している状況でございますとお答えし

ております。

次に19ページ、能勢誠議員の質問に対する答弁でございます。

子どもの教育及び子育て支援について、小林市の不登校の子どもたち、学校に通うことができる子どもたちもいるけれども、どうしても通うことができない子どもたちがいる中で、小林市が取り組む事例がないのか尋ねられました。

これに対しまして教育長から、小林市では学校に行けない子どもたちの学ぶ場所として、ふれあい教室がありますが、その他にもフリースクールができた場合、出席扱いにするかどうか非常に問題になります。

今、教育委員会では、出席扱いにできるかどうかのガイドラインを作成しており、小林市で民間団体の方々が、フリースクールとして立ち上げたい場合に、教育委員会と学校と一緒に協賛して、これだったら出席扱いにするという資料の作成を進めているところです。

子どもたちの学ぶ居場所というものを、今、学校に限らず、ふれあい教室に限らず、どこかで学べる場所を確保していこうというような動きをしておりますと答弁しております。

また、22ページ、主権者教育についてです。

中段あたりになりますけれども、小林市教育研究センターで主権者教育を題材にできることは可能でしょうかとの質問があり、これに対して教育長から、可能性としてはできないことはないと思いますが、今、学校現場は、タブレットパソコンの活用が毎日のように課題となっております。

個別最適な学びといって、個を生かす使い方を行っております。

必要性はあると思いますので、できないことはないと思っておりますと答弁しております。

次に24ページ、押領司剛議員の質問です。

I C T教育について、次のステップに行く段階だということでしたが、これからの方向性は見えているのかとの質問がありまして、これに対して教育長から、情報技術の分野というのは、ご存じのとおり日進月歩で進んで参りますので、今の子どもたちは、それが当たり前で活用できるということが前提にならないといけないということで、今、学校でも進めていると

ころです。

学校ではもちろん使いますが、家庭でも使えるというようなことも充実させていかなければならないと思っております。

つまり、鉛筆とか消しゴムのような文房具と一緒に感覚になるまでは、活用を進めたいと考えておりますと答弁しております。

次に26ページです。

小規模特認校制度についての質問です。

小規模特認校制度について、対象校が小林小、三松小だけなのはなぜか教えてくださいとの質問があり、これに対して学校教育課長から、児童が他の学校に転校しても、適正規模を維持することができる学校ということで、小林小学校と三松小学校を対象としておりますと答弁しており、また、対象校（指定校）が幸ヶ丘小学校1校だけなのはなぜか教えてくださいとの質問に対し、小規模特認校の指定の基準については、まず、複式学級を有する学校、学校規模が40人以下であること、そして小規模特認校指定について、地域の強い要望があるということにしており、それが現時点では幸ヶ丘小学校のみとなっておりますと答弁しております。

次に28ページ、高野良文議員の質問でございます。

森永貞一郎記念館の有効活用について、1階フロアを空けたままにしておくのはもったいないと感じますが、従来どおりの利用方法で、待つ姿勢なのかとの質問に対し、私から、喫茶室の活用につきましては、利用料の見直しや建築後約30年が経過し、施設が老朽化していることから、安全面や衛生面を考慮して、他の活用方法も検討しながら進めていきたいと考えているところだと答弁しております。

次に31ページ、鎌田豊数議員の質問です。

公共施設マネジメントについて、先般、西小林地区学校施設整備検討会議から、西小林地区学校施設整備に係る意見書が提出されました。児童生徒数の減少は、学校施設のあり方に影響を与えます。地域によっては、児童生徒数がかかなり減少し、存続が危ぶまれるところもあり、学校施設の維持は、地域住民にとって切実な問題であります。

本市の現状をどのように把握しているか、また、課題は何か、今後どのよ

うに検討していくのかと教育長に尋ねられました。

これに対し教育長から、本市の現状につきましては、児童生徒の減少によりまして、複式学級を有する学校の増加、クラス替えができない学年も増えるなど、学校の小規模化が進んでいる状況であります。

課題につきましては、学校規模が小規模化していきますと、学級替えができないために、人間関係が固定化され、社会性が育てにくくなり、異なった集団の中で、新たな自分を発見する機会が少なくなること、それから、一定の集団を必要とする音楽の合唱・合奏、それから体育などの集団での学習に支障が生じてくることなどが考えられます。

さらに中学校では、教職員の定数が少なくなることから、専門的な授業が受けにくいという状況が生まれてくるといった課題が考えられます。

今後どのように検討していくかにつきましては、2月1日に西小林地区学校施設整備検討会議から意見書が提出されましたので、その内容について十分に検討し、今後、市全体で協議をする機会を設けたいと考えておりますと答弁しております。

次に34ページ、野田利典議員の質問に対する答弁です。

今年度の総括について、広報誌の1月号のアンケート調査の中で、より低いところの「まなび」というところで、2ポイントが50%になるかと思いますが、それを下回る数字、「市民総がかりの教育が行われている」、或いは、「だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っている」、「身近に文化・芸術を感じられる」ということが記載されています。このことに関して、教育長はどのように感じているかとの質問がありました。

これに対し教育長から、令和4年度の教育部の主な取り組みとして、学校教育の分野では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、学校行事、部活動、地域の交流等が制限されましたが、学びを止めないという方針で、タブレット端末などを使用するなど、実施方法を工夫しながら教育活動を継続したところです。

また、スポーツ振興の分野では、スポーツ推進月間の設置、それから市民が参加できる様々な行事を企画運営したところです。

さらに社会教育分野では、可能な限りの市民講座を実施しまして、多くの

方に受講していただいたところです。

このように、教育部では多くの活動を行ったり学びの場を提供したりしているにもかかわらず、低い評価になっている理由といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったのではないかと感じているところだと答弁しております。

次に36ページ、橋本律子議員の質問です。

子どもの情操を育てる教育について、学校における文化的・体験的活動の重要性を本市の教育においてどのようにとらえておられるかと教育長に尋ねられました。

教育長からは、学校で行われる文化的・体験的な活動は、日頃味わえない学びであり、それから感動を直接体験することによって、豊かな人間性とか社会性、或いは創造性などを育むことに繋がるものと考えております。これからますます先行き不透明な予測困難な時代を生きていく子どもたちにとっては、今まさに、このような豊かな感性というのは、必要ではないかと思っております。

従いまして、学校における文化的・体験的な活動は、子どもたちの成長に欠かせない重要なものであると認識しておりますと答弁しております。

次に38ページです。相対的貧困と子どもの育つ環境についてです。

学用品補助として、全ての児童生徒に市から一人1,500円くらいの補助を出していた時代があったと思います。

事務で処理をして、学校に支払う副教材費の一部にあてるということをしていた記憶がありますが、相対的貧困がひろがる今こそ、そういった手立てを講じる時ではないでしょうかと質問がありました。

これに対して学校教育課長から、副教材費につきましては、現在も、学校に配分している予算の中で、学校長の裁量において、費用の一部を負担しております。

具体的には、学校ごとの判断で行うC R Tテスト等の費用について公費で負担をしておりますと答弁しております。

以上が一般質問の答弁でございました。

続いて、40ページから、3月7日、8日にありました議案質疑についての

報告です。教育委員会の質疑は、議案第8号の令和6年度一般会計予算についてと、議案第35号 小林市過疎地域持続的発展計画の変更について、13名からの質問でございました。

主なものだけを報告いたします。

まず54ページ、竹内龍一郎議員から、教職員住宅維持管理事業費について、現在の教職員住宅の入居者状況や、空き家の今後の計画についての質問でございました。

教職員住宅についての今後の計画として、老朽化により入居が難しくなった住居については、跡地利用等も考慮しながら解体を進め、比較的新しい住宅については、適切な維持管理を図って、今後も活用して参りたいと答弁しております。

次に55ページ、鎌田豊和議員からは、学校と地域の未来創生事業について、今後の検討スケジュール、そして何をどこまで検討するのかの質問に対しまして、庁内で準備を進め、夏ごろをめどに検討会を設置したいと考えており、会議では、令和6年度中をめどに提言書としてまとめて参りたいと考えております。

協議の内容は、児童生徒数の減少と学校施設が老朽化していくという状況があるので、今後は統廃合も含めた市内全小・中学校の方向性を協議していくと答弁しております。

続いて57ページ、松嶺勇一議員からです。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備事業費についてでした。

県との打ち合わせ内容や有意義な財源についての質問があり、打ち合わせの内容は予算に関することと小野湖整備に関することを協議しております。また、財源確保を進めていきたいと答弁しております。

続きまして59ページ、堀研二郎議員から、子どもの悩みレスキュー事業費について、予算の増額の理由や事業内容などについての質問がありました。予算の増額は、事業の統合と、市雇用のスクールソーシャルワーカー増員によるものであり、事業内容としては、適応指導教室の運営とスクールソーシャルワーカーの配置、市雇用のスクールアシスタントの配置により、

児童生徒の悩みや問題の早期解決に繋がっていきますと答弁しております。
続きまして62ページ、永野雅己議員からスクールバス運行事業費（臨時）
についての質問です。

スクールバスは新年度から使用されるのか、購入時期はいつなのかについて
質問がありました。

令和7年度以降の鳥田町の児童生徒が、現在の乗車定員を超える見込みと
なるので、令和7年度に通学する児童生徒が利用するまでに準備を進め、
令和6年度末までに納車ができるように考えていますと答弁しております。
続いて66ページ、能勢誠議員から外国語教育推進事業費についてござい
ました。

A L Tの人数、勤務の状況、モニタリング等についての質問があり、現在、
5名のA L Tで1名当たりの派遣日数は年間170日程度となっている。また、
A L Tの心のケアなども委託業者と十分聞き取りをして対応していると
答弁しております。

続いて71ページ、大迫みどり議員から、学校給食センター管理事業費につ
いての質問で、民間委託にする根拠についての質問がありました。

小林市行政改革推進プラン2019における実施方針に基づいて、民間のノウ
ハウを積極的に活用し、効率的な行政運営を図ることを目的としているこ
と。また、令和7年度中に、東方学校給食センターを民間委託しますが、
民営化ではなく、市の責任と主体性のもとに、学校給食センターの調理等
の一部業務を、民間企業へ委託すると答弁しております。

続いて75ページ、原勝信議員から、スポーツ推進事業費についてです。

マラソン大会の事業拡大の考え方と、小・中学生が部活動などでエントリ
ーしやすい整備体制について、教育長の見解について質問がありました。

参加人数が増えた場合は、限られた人数での運営には限界があるので、全
庁的な取り組みも今後検討していく必要があること。また、小・中学生の
参加については、トレーニングの一つとして、マラソン大会に参加できな
いかも、今後呼びかけたいと答弁をしております。

最後に76ページです。金松勲議員から、社会体育施設整備事業の対象施設
と事業費について質問がありまして、対象施設は須木地区体育館で、事業

費は4,400万円となっていると答弁しております。

以上が議案質疑の答弁報告でございます。

77ページにあります3月14日の総務文教委員会の報告につきましては、次の定例教育委員会で報告をさせていただきたいと思います。長くなりましたが、以上で令和6年第2回市議会定例会の報告を終わります。

大部 菌教育長職務代理者 25ページ、押領司議員のICT教育の関連で、SNSの使い方についてのお話がありましたけど、先日のテレビを見ていても、スマホ依存症で、例えば課金をして、消費生活センターの方に相談件数が激増していると、その平均の金額が1件当たり33万円というのがテレビでもあったんですね。九州の依存症を治す病院が福岡にもあるんですけど、もうここが予約が取れないぐらい、依存症になった子どもたちが待っている状況なんですよ。だからこれは、他県だけの問題ではなくて、同じようにこのICT教育を国も進めている、スマホを2歳ぐらいから子どもが持つてると、小林でもそういう依存症に近い子どもたち、例えばここにありますように、ノーメディア・デイとか、スマホの時間を決めて使いましょうとかあるんですけど、まだその決まりを守って使う段階は大丈夫だと思うんですけど、もう依存になると、もう絶対そういうのは通用しない。

テレビでも言っていましたけど、子どもの方がその後の使い方は親を超えているので、親は想像もしない世界で、解除の仕方とかそういうのも全部知っている。例えば課金が33万使ったとして、子どもにとってその33万のお金の価値は多分分からないからそういうことになっていると思うんですけど、小林市でその金銭教育はこすもす科などでやってらっしゃるんでしょうか。

田村教育指導監 今おっしゃられたようにまず、そういうのは全国的に課題となってますので、小林市でもICTは活用しますが、同時に情報モラル教育であるとか、道徳科でそういうことの指導も随時やってます。

金銭教育についても、金銭教育という時間はないんですけど、こすもす科の中であつたり、家庭科の授業であつたり、そこで、例えば小学生が遠足に行くけど、お金をどういうふうに使うとか、お金にも触れるようなことについては、社会科であつたり家庭科であつたり、そういうような教科と

関連付けても指導していますので、やはり大事な視点だと思いますので、参観日なども利用して、保護者と一緒に学ぶ機会とか、そういうのを学校に紹介していきたいと思います。

大部 薫教育長職務代理者 例えば小林市で、依存症、自分の子どもがスマホのゲームにはまって課金をしたりとか、困っているというような相談は上がってきてないですか。

中屋敷教育長 それはないですね。

大部 薫教育長職務代理者 できれば新学期になってスマホを携帯しているアンケート、どれだけの子どもが保持していて、何時間ぐらい使ってるとか、その辺のアンケート等をされるかもしれないんですけど。

中屋敷教育長 それは県が一斉にやります。

大部 薫教育長職務代理者 そうなんですね。自分の周りにも困っている人たちがいるものですから、昨年、私と部長が参加した講演会で糸数先生の話にもありましたけど、本当に宮崎も大変な状況です。

その話を聞いて本当にぞっとしたんですけど、早く手を打たないと、依存になったら本当に入院をさせて隔離させて、抜かないと抜けない状態になる。その病院がもう100人から持ってる状態で、受け入れてくれないんですね、もういっぱい。九州でそうですから、だから小林が0というのは私は違うんじゃないかという気がします。

そこは本当に力を入れて、やっていただきたいと思います。以上です。

中屋敷教育長 はい。分かりました。他にありますか。

園田教育委員 38ページ、橋本律子議員の質問の中で、子どもの情操を育てる教育について、相対的貧困と子どもの育つ環境についてとありますけど、あと39ページに給食費の無償化のことを言われていますけど、私も子どもが小学校中学校と通ったんですけど、給食が半額補助ですごく助かりました。

それでも助かったんですけど、さらに無償化になると、今の子育て世代はすごく助かると思うんですが、財源的な問題は大変だと思うんですけど、全国的にこの無償化の傾向にあるような気がするんですよね。

それで小林市も、難しいと思うんですけど、前向きに検討していただきたいと思います。

あと59ページ、子どもの悩みレスキュー事業費の増額の理由・事業の効果・悩みの内容について堀研二郎議員が質問されていますけど、ここでスクールソーシャルワーカーを現在の1名から2名に増員とありますが、これは前回、教育長からお話があって、すごくよかったと思ったんです。

教育長はじめ、関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

次に、60ページにあります適応指導教室の利用状況について、小・中学校合わせて24人が通級してるということなんですが、ちなみに、須木地区と野尻地区に小・中学校が3校ありますが、その学校から通ってる生徒児童がいるかをお聞きしたいのと、あと今回、不登校の問題を質問される議員の方々が多かったと思うんですけど、このフリースクールというのは小林市でも検討されているということで、これまでの適応指導教室との兼ね合いというか、違いというか、あと決まっていらないんでしょうけど、フリースクールの場所とか、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

中屋敷教育長 給食の案件については私から述べさせてもらいますけれども、結論から言うと、給食費の無償化というのは、やはり国がやるべきだという考えが小林市の中ではあります。

これが今、どんどん広がっているのは、人口減少を抑えるための定住移住を目的としてその手段としてやっているんですけども、そこに一般財源をつぎ込んでいくというのは、自治体の他の事業ができなくなっていくんです。

不登校については、教育指導監お願いします。

田村教育指導監 フリースクールの検討状況ということで、先ほど言った紙屋や須木からも、適応指導教室、ふれあい教室に通っている状況があります。

フリースクールが全国的に今、注目を浴びているところだと思うんですけども、今のところ教育委員会でフリースクールを作ろうという動き自体は、どこの市町村でも聞いてはいないです。

あくまでも、いろいろな教育委員会以外のところの民間だったり、個人的にフリースクールを作って、そこが合致していれば、出席は認めましょうというようなことは、今小林市もやっている状況です。

ただ、園田委員が言われるように、例えば今のふれあい教室にはちょっと距離がある野尻や須木については、やはり何らかの居場所を作ってあげて、そこでも教育ができるようなことは、これから研究をしていかないといけないと思っています。以上です。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。それでは報告を終わりました。議案の方に入りたいと思います。

議案第9号 市職員（教育委員会事務局）の人事異動についてです。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第7項に人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定めがありますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（はい）

それでは、本議案については非公開といたします。

中屋敷教育長 議案第10号 小林市教育委員会公印規則の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは、資料の79ページをお開きください。

議案第10号 小林市教育委員会公印規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

80ページをお開きください。こちらが規則の改正案になります。

公印規則につきましては、公印の名称、雛形、大きさ、使用区分、個数、それから保管課について別表で定めておりますけれども、市長部局の公印規則に合わせて、備考にあります1から3の内容を追加するものでございます。

3の内容につきましては、令和6年度から教育部に国スポ・障スポ推進室ができることに伴いまして、公印の種類として、室長の印を追加するために改正を行うものです。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第10号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第11号 小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 82ページになります。議案第11号 小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。85ページをご覧ください。

こちらが新旧対照表になりますけれども、右が現行、左が改正後案の内容になります。

内容につきましては、令和6年度から教育部に国スポ・障スポ推進室ができることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、左の第2条にありますとおり、教育部に国スポ・障スポ推進室を置く条文を新設しております。

また第3条は、室長や室の文言を加える内容となっております。また同条第14項で、教育委員会規則、その他の規定の適用において、室長は課長とみなす条文を新設しております。

そして第8条で、国スポ・障スポ推進室の分掌事務に関する条文を新設しております。以上が改正内容の説明になります。

中屋敷教育長 ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第11号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第12号 小林市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 87ページをお開きください。小林市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

こちらにも教育部に国スポ・障スポ推進室ができることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

88ページをお開きください。こちらが規程の改正案になります。

また、89ページから92ページが新旧対照表になりますけれども、すべて改正内容につきましては、各条文や別表に室長や室を加えるものになります。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第12号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第13号 令和6年度学校医等の委嘱について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 93ページになります。学校保健安全法に基づく、令和6年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。

94ページから97ページまで、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師を載せております。

令和5年度と変わった点について説明をさせていただきます。

まず、94ページの内科ですけれども、No.5の南小学校が介護老人保健施設相愛苑から桑原記念病院に変わっております。

次にNo.15の三松小ですけれども、みまつこどもクリニックが追加されております。

また、No.19、20、21、34、35の野尻地区の小・中学校が押川病院と野尻中央病院で、令和5年度と担当校が入れ替わっております。

次に96ページの歯科についてでございます。

No.5の南小学校が、吉田歯科医院から池井歯科医院に変わっております。

またNo.7の細野小が、吉田歯科医院から下村歯科医院に変わっております。

次にNo.12の三松小の小城歯科医院が追加されております。

そしてNo.16の栗須小が吉田歯科医院から野尻中央歯科へ、No.22の永久津中学校が野尻中央歯科から水流歯科医院に変わっております。

なお、医師や薬剤師の選任につきましては、西諸県医師会、小林歯科医師団、西諸県薬剤師会にお願いをして、このようにさせていただいております。

す。説明は以上です。

中屋敷教育長 それではお諮りしたいと思います。

議案第13号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第14号 令和6年度小林スクールサポートボランティアセンターKSSVCアドバイザーの委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第14号でございます。議案の98ページです。

小林市地域学校協働活動実施要綱に基づきまして、令和6年度小林スクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

99ページをご覧ください。

アドバイザー名簿としまして、任期が令和6年4月1日から令和7年3月31日までで、現在と同じ方をお願いしたいと考えております。

在任期間は10年目になっております。

大部 薫教育長職務代理者 質問ではないんですけど、長年していただいてありがたいなと思います。回覧板で活動報告が回ってくるんですけど、本当に頑張っていると思って、また受けてくださるということで大変うれしく思います。

中屋敷教育長 また本人にもそのように伝えておいてください。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第14号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第15号 小林市市民体育館スポーツ備品貸出要綱の制定について説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 議案第15号 小林市市民体育館スポーツ備品貸出要綱の制定について教育委員会の承認を求めるものであります。

103ページをお開きください。貸出品目につきましては、ゆかマット(トラランポリン)ということで、単位が1枚1回、貸出料5,000円、備考としまして、1回は4日以内の使用とするということで、九州大会、県大会等が

小林市以外である場合に、どうしてもこのマットは結構いいマットですので貸出して欲しいという要望がトランポリン協会からありましたので、今回するものであります。

なぜ他のところはないのかといいますと、置き場がないということで、貸出しを定めたほうがいいということで今回このような要綱を制定させていただくものであります。以上です。

大部 菌教育長職務代理者 貸出料の5,000円は、他の自治体とかその辺を検討されているのか、金額は妥当な金額なのでしょうか。

山内 スポーツ振興課長 他の自治体が貸出ししている例がまずありませんでしたので、5年間で買い替えができることを算定して、この金額にしたところですよ。

中屋敷 教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第15号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第16号 小林市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

山内 スポーツ振興課長 議案第16号 小林市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づく小林市スポーツ推進委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

107ページをご覧ください。

今回、退任される方が3名いらっしゃいまして、野尻地区の15番の方が入っていただくということで、残念ながら2名の欠員にはなりますが、19人でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

廣崎 教育委員 欠員が2名ということですけども、それで構わないのですか。やっていけるという形なのでしょうか。

山内 スポーツ振興課長 現在いらっしゃる推進員の皆さんにもご相談を申し上げて、できるだけ入れたいと今お願いをしているんですけども、なかなか各地区から上がってくることが難しいということでありまして、頑張っていきたいと申されていますし、今後いらっしゃればまた承認を得ていきたいと思っ

ておるところです。以上です。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第16号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

それでは、次回の定例会になりますが、4月23日火曜日、午後3時30分から市役所3階 第3会議室で開催をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、これで令和6年第4回の定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:50